

企画競争を行うので、下記のとおり告示する。

令和8年5月25日

札幌市長 秋元 克広



記

1 担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市経済観光局観光・MICE推進部観光・MICE推進課

電話：011-211-2376 メールアドレス：kanko@city.sapporo.jp

2 企画競争に付する事項

(1) 業務の名称

北海道さっぽろ観光案内所移転リニューアルに係る機能強化検討支援業務

(2) 業務の内容

北海道さっぽろ観光案内所の移転リニューアルに向けて、将来のサービス機能の定義や必要な備品・提供コンテンツの具体化、並びに整備・運営計画の立案等について、専門的知見に基づき検討及び助言を行うことで、委託者を技術的に支援する。

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年2月26日まで

3 参加資格

参加者は、次の要件を全て満たすこと。ただし、下記(5)の要件を満たしていない場合であっても、その他の要件を満たしている場合は、提案説明書8(2)に記載する必要書面を参加申込書と同時に提出することで、参加の申込みを行うことができる。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であり、かつその者を代理人、支配人、その他の使用人として使用する者で、その事由の発生の日から申出日までにおいて3年を経過しない者でないこと。

(2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全でないこと。

- (3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。
 - (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
 - (5) 札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されていること。
 - (6) 直前1年間において、1期の決算における製造、販売、請負等の実績高がない者でないこと。
 - (7) 不渡手形又は不渡小切手を発行して、銀行当座取引を停止された者で、2年を経過しない者でないこと。
 - (8) 市区町村税、消費税・地方消費税を滞納している者でないこと。
 - (9) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第2項に規定する暴力団員又は第7条第1項に規定する暴力団関係事業者その他の反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者でないこと。
- ※ 複数者が協力して参加する場合、構成員全てが(1)~(9)を満たす必要がある。また、契約の相手方は代表者とし、他の構成員は協力者となる。

4 手続等

(1) 提案説明書の配布場所

上記1のとおり。札幌市公式ホームページにも掲載する。

(2) 参加申込書・企画提案書等の提出

- ア 参加申込書提出期限：令和8年6月9日（火曜日）17時00分必着
- イ 企画提案書提出期限：令和8年6月16日（火曜日）17時00分必着
- ウ 提出書類：提案説明書9のとおり

(3) 企画競争実施委員会によるヒアリング審査等

評価及び契約候補者の選定については、企画競争実施委員会によるヒアリング審査を実施し、最も優れた企画提案者を契約候補者として選出する。なお、提案者の数によっては、一次審査（書類選考）を行う場合がある。

5 その他

詳細は提案説明書による。